

せらるゝ卸賣市場である。同法制定の目的は物資の配給機關を整備して都市に於ける食糧品の供給を圓滑にすると同時に、その取引組織を改善して價格の決定を公正ならしめ、以て消費者並に生産者の利益を擁護せんとするに在る。従つて後に述ぶるが如く大量貨物の集散配給を迅速且圓滑ならしむる爲には必要なる設備を施し、又取引を公明正確ならしむる爲には取引の中心機關たる卸賣人中より信用堅實なる者一名乃至數名を選定して之に卸賣業務を爲さしめ、其の販賣方法、代金の仕切決済方法に付、嚴格なる規定を設けると共に保證金納付制度を設けて正確なる取引を期し、取引量並に賣買價格を公表して市場に於ける取引状況を市場關係者、生産者及び消費者一般に知らしむることを規定してゐる。而して水産金融上中央卸賣市場を利用することは、即ち卸賣人をして漁業資金の融通又は仲介を爲さしめんとするものである。蓋し卸賣人は出荷者の信用調査の便宜あるに加へ、販賣代金より天引其の他の方法に依る貸付金回収の便宜があり、其の金融業務は比較的安全且確實に行はるゝものと認められるからである。加之市場に於ける賣買價格は公明なる方法を以て決定せられ、出荷者に對する賣上金の仕切決済も亦正確に行はれるから、今日最も普遍的に行はれ、而も弊害の多い問屋金融に代る可き金融施設としても效果の多いものと信ぜらる。

二 卸賣市場の發達

我國に於ける卸賣市場の起源は、之を徳川時代の初期に見ることを得るが、其の發達を見たのは明治維新以後のことである。即ち徳川時代から引續き營業し來つた青物市場、生魚市場及び正米市場を初めとし織物、家畜、繭、屑物、

木材、製茶市場等各種の卸賣市場は明治維新後各所に發達し、其の數も亦著るしく増加した。唯遺憾なことには我國に於ては諸外國に於けるが如き、卸賣市場に關する全國的調査を缺き、其の全貌を窺知し得ないが、大正十二、三年頃には全國の常設卸賣市場總數千五六百と稱せられ、其の大部分は生鮮食糧品の卸賣市場で、其の中年額百萬圓以上の取引ある大市場は約五十を數へてゐたが、其の後中央卸賣市場法の制定に伴ひ六大都市に於ては著るしく生鮮食糧品卸賣市場の數を増加したから、現在では其の總數二千に達してゐるであらう。

卸賣市場の組織を観るに、從來は殆んど總てが私設に依るもので、株式會社組織並に個人經營最も大多數を占め、共同經營又は組合組織之に次ぎ、合名會社又は合資會社組織は極く少數である。尙公設のものは數十を數へる程度である。

上述の如く卸賣市場は從來一の營利事業として開設せられ、其の内部組織も不統制であつた許りでなく、建設物も亦極めて不完全であつた爲、其の取引方法には種々な弊害が存してゐた。農林省水産局『重要魚市場調査』(大正元年九月調)に據ると、當時の魚市場に存する缺點若は弊害として左の如き事項を掲げてゐる。

- 一、集合市場に於ては、多數の間屋が共同の福利を増進し且弊害を除去する爲に申合せ規約等を作つて居るが、競争が烈しい爲之を無視して空文たらしめてゐる。
- 一、賣買方法が一定せず、特に相對賣を行ふ市場に在つては價格を公示しないから、其の間に在つて問屋が過分の利益を壟斷する弊がある。又荷主に對する仕切書の記載方法が不充分である。

- 一、問屋の資格に制限がない爲無資力者が營業を開始し、荷主が不測の損害を蒙ることが尠くない。
 - 一、仲買人の資格にも殆んど制限がなく、多くは株の權利金程度の出捐をすれば其の資格が得られるから、些して資産の無い者が参加し、荷主に對し仕切勘定の支拂を滞らせたり、或は不拂に陥る場合が尠くない。
 - 一、問屋が荷主に融通する仕込資金の回收が甚だ困難である。
 - 一、問屋間の競争が激烈なる結果冗費を増加し、更に營業上の統一を缺く爲に、鮮魚取扱上肝要なる荷造り又は容器の改良を實行することが出来ない。又仲買人に對しては其の離背することを虞る、爲に延滞代金の支拂を嚴重に督促することが出来ない。
 - 一、小賣に關する設備、取引方法等に付ては卸賣市場は殆んど之を顧慮せず、一般消費者の便益は全く無視されてゐる。
 - 一、市場の設備が不完全な爲、魚類の保存に支障を生じ、國民の保健上有害なる場合が頗る多い。
- 斯くの如き卸賣市場に於ける缺陷は現在に於ても是正されるに至らず、當業者自身も之を認め、其の改善に腐心してゐるが、一般に此の種の弊害を生ずる根本的原因是、從來一都市に同種の卸賣市場が多數に存在し、更に同一市場内に多數の問屋が存する爲、相互に競争を爲すことに存するものと思はれる。
- 従つて適當な方法を講じて卸賣市場を統一し、問屋間の競争を取締つて其の取引方法を公明且妥當ならしむることが最も必要なこととされてゐる。

三 中央卸賣市場法の制定

上述の如き從來の卸賣市場に存する弊害を除去せんが爲に、大都市に於ては市場卸賣商人間に荷受組合の如き取引組織が起つたが、他方政府は夙に卸賣市場の改善に着手し、大正元年九月農商務省は食糧品市場法制定の一端として魚市場法の制定を企て、生産調査會に諮問を爲したのである。而して其の答申に基き成案を得、且當業者の熱烈なる希望ありたるにも不拘、議會に提出する迄には立ち至らなかつた。然るに歐洲大戰後の反動期に際會して、我國に於ける社會問題が極度に重大化する時に當り、市民の日常食糧品は、市場組織が全く無統制の状態に置かれてゐた爲不當に高價となり、消費經濟に重大なる影響を及ぼすに至つたので、大正十年内務大臣は社會事業調査會に對して公設市場改善案を諮問するに至つた。之に對して同調査會は小賣市場の改革に先立ち、卸賣市場の改革に着手す可しとの見解に基き、公設市場改善案と共に中央市場設置要綱を提案した。政府は之を基礎として中央卸賣市場法案を作成し第四十六議會に提出した處、幸ひ貴衆兩院を通過し、遂に大正十二年三月中央卸賣市場法として公布せられ、同年十一月より其の施行を見るに至つた。

本法立案の目的は物資の配給機關を整備して、都市に於ける食糧品の供給を圓滑ならしむると共に、其の取引組織を改善して價格の決定を公正ならしめることに存する。即ち從來の卸賣市場は自然の要求から出たもので、準據すべき法律がなかつた爲、其の設備或は組織に於て不完全な點が多く、取引上に於ても大なる缺陷があつたから、此等の

不完全な點を法律に據り整備改善せんとするもので、取扱食糧品の需給を圓滑にし、價格の調節を圖り、賣買の公正を期し、一方生産者たる荷主には經濟的に不安無からしめ、他方需要者たる市民には食糧品を安價に配給し、而も此の需給の仲介者たる卸賣人には確乎不動の地位を附與せんとするものである。

中央卸賣市場開設の指定區域に付ては、先づ東京、大阪、京都、神戸、名古屋、横濱の六大都市が指定せられたが其の後漸次増加し、昭和六年九月には指定都市の總數三十四を數ふるに至つた。現在中央卸賣市場を開設せる都市は京都、高知、横濱、大阪、神戸の五市にして、東京市は市場設備を竣成し近く業務開始の豫定である。

斯く中央卸賣市場は六大都市の如き大消費地を初めとして、各地方の生産地又は出荷地に至る迄設けらるゝことゝなつてゐるが、消費地に於ける中央卸賣市場と生産地又は出荷地に於ける中央卸賣市場とは必ずしも同一の職能を有するものでないことは注意す可き點である。消費地に於ける中央卸賣市場に集中する總ての荷物は、特別の事情の無い限り當該都市に於て消費せらる可きもので、其の價格は比較的一定せる需要量に對して、日々に變動する供給量に依つて決定せらるゝものである。此の場合に於ては都市自ら其の中央卸賣市場の卸賣業務を營むか、或は代行會社をして卸賣業務を營ましむ可きである。之に反して生産地又は出荷地の中央卸賣市場に於ける荷物は、必ずしも同地に於て消費せらるゝものではなく、其の大部分は他の消費地に發送せらる可きもので、相場の変動に依り供給量は或る程度迄人為的に左右される。従つて斯る場合に於ては都市自ら其の中央卸賣市場の卸賣業務を營むよりは、之を生産者又は出荷者の團體に委任することが適當な場合がある。即ち生産地又は出荷地に於ける中小都市の中央卸賣市場の

業務は、生産者又は出荷者の共同販賣組合に依り行はる可きものであらう。

四 中央卸賣市場經營に關する主義

中央卸賣市場經營に關しては(一)財政主義(二)損失主義(三)原價主義の三主義がある。

(1) 財政主義

財政主義又は營利主義とは中央卸賣市場を財政收入の手段とするものである。此の財政主義は往時ヨーロッパ大陸に於て行はれたものであるが、現在に於てもフランスで行はれてゐる。巴里市場に於ては、市場の人荷品に對して入市税なるものを徴收して居り、之が都市の主要財源の一を成してゐる。

然し乍ら中央卸賣市場は元來社會政策的見地から設けられたものであるにも拘らず、斯る入市税の徴收に依つて市場に於て販賣される商品の價格が引上げらるゝことゝなるから、財政主義は中央卸賣市場設置の趣旨に反し不適當である。

(2) 損失主義

損失主義とは市場經營に要する經費を都市が負擔し、其の損失は市税を以て支出せんとするものである。

然し乍ら直接の受益者にも經費の一部を負擔せしめることが當然であるから、都市が全部を負擔せんとする損失主義は此の點に於て適當なものでないとされてゐる。

(3) 原價主義

原價主義又は實費主義とは中央卸賣市場の經營に要する經費を、市場取引に依りて利益を受くる商人並に消費者に負擔せしめんとするものである。原價主義は當事者に損得のない様市場を經營して行くもので、市場經營の方針としては最も適當なものとしてされてゐる。

而して我國の中央卸賣市場は、右の三主義中大體損失主義に依つて居るものと思はれる。之は市が中央卸賣市場を開設し且設備を維持して行く關係上（中央卸賣市場法第一條）市收入を以て之を賄はねばならぬからである。此の方法は前述の如く、受益者に經費の一部を負擔せしめない點、即ち中産階級以上の人々は此の市場に依り餘からぬ利益を得て居るのに、之に伴ふ負擔をしない點が理論上、甚だ不合理の様に思はれるが、市の課税も其の方法如何に依りては社會政策的に下層階級の負擔を軽減せしむることが可能な許りでなく、國庫は開設者に對し命令を以て定めた設備費用に對しては、其の三分の一以内の補助金を交付し得ることになつて居るから此の主義が必ずしも非難に値するものではあるまい。

五 中央卸賣市場制度の概要

(1) 市場の開設

中央卸賣市場の開設者は、生鮮食糧品の需給の調節、價格の統一或は取引に關する取締の必要上、一指定區域一人

に限定せられてゐる。此の市場開設權は中央卸賣市場法第一條の規定に依り、先づ市、府縣其の他の地方公共團體の手中にある。之は中央卸賣市場は住民の食糧配給機關であり、住民の生活を容易ならしむることを目的とするもので、毫も營利を目的と爲す可きでないからである。然し乍ら右の地方公共團體が開設を欲しないときは、民法第三十四條の規定に依る法人、即ち公益法人が之を開設することを得る。個人又は營利法人は市場の獨占的地位を利用して、動もすれば立法の精神に悖つた行爲を爲し、弊害を生ずる虞ありとの理由に基いて、開設權を認められてゐない。

(2) 市場の設備

中央卸賣市場は前記の如く在來の市場の不備缺陷に鑑み完全なる配給機關として開設せらるゝものであるから、其の設備に付ては先づ大量貨物の集散に最も便利な場所を選定して此處に揚屋を設け、鐵道の引込、岸壁、棧橋、其の他の運搬施設或は貯藏庫、冷蔵庫、生管、附屬商店等の必要なる設備が施されるのである。政府は社會政策並に産業助成の見地から、其の建設資金として巨額の低利資金を融通する許りでなく、多額の補助金をも交付し得ることゝなつてゐる。

本市場の外に分市場を設置するか、各種の食糧品を一括して一市場に於て取扱ふか、若は取扱品目の部類毎に市場を開設するかは、要するに各都市の地理的情勢、需要の分布、物品の耐久性、運輸交通機關の狀況等に應じて適當に決定し得るのである。

中央卸賣市場の開設に當つて、既に類似市場が存在してゐるときには、中央卸賣市場法第六條の規定に依りて、主務大

臣は之が閉鎖を命ずることを得る。即ち類似市場が存する爲、新市場の目的たる食糧品價格の統一、或は配給の圓滑を圖ること困難なりと認めらるゝときは、主務大臣は開設者の意見に従ひ類似市場の閉鎖を命ずることを得るのである。勿論斯る場合に於ては新市場の開設者は閉鎖市場の開設者及び卸賣業者に對して損失補償の義務を負ふのである。

(3) 取扱品目

中央卸賣市場に於て取引せらるゝ物品は、中央卸賣市場法第一條に規定せらるゝ魚類、肉類、鳥類、卵、蔬菜及び果實の六種類で、主として腐敗し易き生鮮食糧品である。之は諸外國に於けると同様、専ら消費者の爲に先づ第一に配給すべきことを要するもので、凡そ次の如き理由に基づくものである。

第一、腐敗性食糧品は配給方法の如何に依りては國民の保健に重大なる影響を及ぼすこと。

第二、腐敗性食糧品は保存に冷蔵庫の如き設備を要するから、中央卸賣市場の如き特殊の機能を有するものでなければならぬこと。

第三、此の種の食糧品は迅速に配給しなければならぬこと。

第四、其の値段は景氣の變動と需給の關係に依りて騰落し易く、市民の經濟生活に影響する所大なること。

第五、都市の膨脹するに伴れて市場への距離が次第に擴大するから、中央卸賣市場の如き完全な設備を必要とすること。

但し取扱品目には多少の例外が認められ、取扱品目は各都市の實情に應じて適當に取捨選擇することが許されてゐる。

此等の取扱品目は夫々性質、取扱方法或は取引方法を異にするから、取扱上適當な部類に分たれる。例之京都市中
央卸賣市場に於ける取扱品目の部類を示せば左の如くである。

| 部類 | 取扱品目 |
|--------|-----------------------|
| 一、鮮魚部 | 鹹水鮮魚介類 |
| 一、川魚部 | 淡水鮮魚介類 |
| 一、肉類部 | 肉類及び其の製品 |
| 一、鳥類部 | 鳥類 |
| 一、鳥卵部 | 鳥卵及び其の製品 |
| 一、青果部 | 野菜、果物、菌茸及び其の製品 |
| 一、鹽干魚部 | 鹽干魚介類、海獸肉類、海藻類及び此等の製品 |
| 一、乾物部 | 乾物及び之に類する製品 |

(4) 取引機關

中央卸賣市場は、生鮮食糧品を生産者の手から消費者の手に移す迄の配給組織を秩序的ならしめて、不正行爲を排除する爲政府又は地方長官の監督の下に取引を行ふ市場である。斯く生産者より消費者に秩序的に食糧品を配給し、中間に於ける種々の冗費を省く爲、諸種の設備が施さるのであるが、此の取引を圓滑且迅速に行ふ爲には、經驗が

あり信用の厚い取引業務者を必要とする。此の取引業務者は其の取引の形式に依り之を次の如く區分し、法律及び業務規程を以て其の營業の範圍を明かならしめてゐる。

- 一、卸 賣 人
- 二、仲 買 人
- 三、立 賣 人
- 四、附屬營業人

1 卸 賣 人

卸賣人とは中央卸賣市場法及び關係諸法規に基き地方長官の許可を受け、中央卸賣市場内で自己の取扱に屬する部類の物品の卸賣業務を營む者を謂ふのである。卸賣人は中央卸賣市場に最も密接な關係を有するから、中央卸賣市場の關係諸法規は卸賣人に對して種々な制限を設けてゐる。

卸賣業務は開設者自身之を爲すことを得るが、中央卸賣市場が其の機能を完全に發揮すると否かは卸賣業務を營む者の信用並に技術の如何に懸つてゐる。従つて開設者が地方公共團體なる場合に於ては、自ら經營の衝に當るよりも寧ろ専門的な卸賣會社をして之を營ましめ、物資配給上の能率を充分に發揮せしむるを必要とする。中央卸賣市場法は第十條に規定を設け、地方長官の許可を受けたる者は卸賣業務を營むことが出来ることとしてゐる。而して卸賣人の許可は取扱品目の部類別に爲されるのである。

卸賣業者の資格に付ては、施行規則第十條に左の如き缺格事項が定められ、信用堅實でない者は卸賣人となることを得ない。

- (イ) 一年以上の禁錮又は懲役の刑に處せられたる者にして刑の執行を終り又は刑の免除を得たる日より三年を経過せざる者
- 過せざる者
- (ロ) 中央卸賣市場法第十八條の規定に依り業務許可の取消を受け取消の日より三年を経過せざる者
- (ハ) 破産の宣告を受け復権せざる者
- (ニ) 前三號の一に該當する者を無限責任社員又は取締役其他業務を執行する役員とする法人
- (ホ) 信用薄弱なる者
- (ヘ) 中央卸賣市場法第七條の規定に依り損失の補償を受けたる者但し特別の事情ありと認むる者は之を除く
- (ト) 社員、株主又は組合員中中央卸賣市場法第七條の規定に依り損失の補償を受けたる者ある法人但し特別の事情ありと認むる者は之を除く

而して中央卸賣市場法施行規則第十三條に於て、既存の類似市場の間屋若は問屋を以て主たる組織者とする法人に對し卸賣人たる優先權を認めてゐる。之は既得權を尊重すると共に彼等の有する取引並に配給上の専門的技術を利用し其の失業を防止せんとする趣旨に外ならない。

卸賣人の業務は生産者其他の出荷者より物品販賣の委託を受け、之を市場内に於て仲買人其他の賣買参加者に

販賣するもので、業務規程に定むる場合の外は、(一)自ら産地買付を爲して之を販賣すること、(二)開設者の指定する場所に在る物品の外、市場内に在らざる物品を販賣すること、(三)市場外に於て其の取扱物品の部類に屬する物品の卸賣を爲すこと、(四)自己の取扱品目の部類に屬する物品の賣買に参加すること等は禁止せられてゐる。

斯くの如く卸賣人の主たる業務は委託販賣であるから、其の手數料は收入の主要部分を占めてゐる。而して手數料率は業務規程に定めたものを超過することを得ないのであるが、既設市場の率は大體に於て販賣價格の一割となつてゐる。

中央卸賣市場に於ける卸賣人には種々な制限が設けられてゐる爲、幾分窮屈であるが、此等の制限は不正を禁止する爲の規定であるから、新市場の營業は荷主に對して安心を與ふると共に、多少ではあるが毎年確實な利益を擧げ得ることが保證されるわけである。

2 仲 買 人

仲買人とは中央卸賣市場法並に關係諸法規に基き、自己の計算で物品の賣買を行ふ者を謂ふのである。即ち中央卸賣市場の卸賣人から自己の計算で商品を買入れ、之を小賣商に賣渡し、其の賣買差金に依りて利益を得んとする者である。仲買人は法律上の必須機關ではなく、各都市に於ける取引の實情に應じて設け得ることとなつて居り、其の資格、員數、業務等に關する事項は各市場の業務規程を以て之を定めてゐる。之は其の都市の從來の商慣習に依り開設者が定めるもので、一般に鮮魚部又は特殊青果部には仲買人を必要としてゐるやうである。京都、大阪等の既設市場

の業務規程に依れば、仲買業務の許可は取扱品の部類別に開設者に依つて爲されてゐる。仲買人の資格、既存類似市場の仲買人に對し優先權を認むる點等は卸賣人の場合と大體同様である。

仲買人の業務は、卸賣人の躰賣に参加して買付を爲し、之を市場内に於て小賣業者其の他の買出人に轉賣するもので、直接荷主より物品の買付又は販賣委託の引受を爲すことは絶対に許されてゐない。斯くの如く卸賣人と仲買人ととの業務の範圍を明確に區分して取引組織を簡明ならしめたのは、既存類似市場に於ける賣買取引に伴ふ各種の弊害が主として卸賣業者が仲買業者を兼ね、或は仲買業者が産地買付又は委託品の取扱を爲す等卸賣業と仲買業との業務の分野明確ならずして取引に關する組織及び機能が頗る不透明であつたことから生じたことに鑑み、之を是正せんとする目的からである。

仲買人は前述の如く自ら産地買付を爲し又は販賣委託の引受を爲すことが出来ない許りでなく、市場指定區域内に於ては開設者の承認を経なければ、市場外に於て自己取扱品目の部類に屬する物品の販賣を爲すことを得ない。

仲買人以外の賣買参加者として中央卸賣市場の躰賣に参加し得る者は、仲買人の外主として料理店業、飲食店業、旅館業、消費組合、寄宿舎又は會社の賄方等の如き大口の需要者にして開設者の許可を得たものである。

小賣業者其他小口需要者は主として仲買人より所要物品を購入するのであるが、仲買人制度のない場合には、直接卸賣業者の躰賣に参加すること勿論である。孰れにするも其の資格に付ては何等の制限もない。

3 立 賣 人

立賣人といふ制度は従来關西地方にのみ行はれたものであつて、之を中央卸賣市場内で行はしむる様にしたものである。即ち京都、大阪の業務規程には市場に於ける販賣機關として前記の卸賣業者、仲買人の外、立賣人を認めてゐる。此の立賣人制度は生産者に對し直接消費者に販賣する機會を與へ、中間經費を節約せんとする趣旨を以て設けられたるもので、生産者又は其の團體は開設者の許可を得て市場内に於て自己の生産に係る一定量の貨物を消費者に直接販賣することが許される。而して市場使用料を支拂はねばならぬことは勿論であるが、立賣人の販賣物は自ら生産したるか若は漁獲したることを條件とするから、自然其の販賣し得る數量は局限せられる。尙立賣人制度は無制限に之を許す時は卸賣人、仲買人の業務に影響を及ぼす許りでなく種々の弊害を生ずる虞があるから、其の資格、員數、販賣品目及び數量に付ては夫々適當な制限が加へられてゐる。

4 附屬營業人

附屬營業人とは取扱品目部類に屬しない物品で而も卸賣人、仲買人、買出人等に必要な材料を提供し、又は經濟機能に便宜を與ふる業務を中央卸賣市場内で行ふ者を謂ふのである。附屬營業人には直接に賣買當事者の業務に補助の役目を爲すものと、間接の役目を爲すものがある。前者に屬するものとしては運搬業、金融業、通信業、倉庫業、凍水販賣業等があり、後者に屬するものとしては、食堂、文房具業、理髮店、燃料の供給業等がある。

5 取引方法

取引が公明正確に行はるゝことは中央卸賣市場法の最も重視する所であるから、販賣方法、代金の仕切決済、其の

他之が取締に關して嚴格な規定が中央卸賣市場法其他關係法規に設けられてゐる。

卸賣人の業務は上述せる如く委託販賣を原則とするも、次の如き場合に限り自ら産地買付を爲すことが許されてゐる。

(イ) 従來取引の無かつた地方に於て又は物品に付て新に取引を開始するとき

(ロ) 特殊の事情に依り入荷が激減し配給の圓滑を期し得ないとき

(ハ) 海外の生産品の如く買付の方法に依るの外輸入困難なるとき

斯くの如き制限を設けたのは、此等の場合以外に濫りに買付を許すときは市場の事情に暗い生産者の利益を害する虞があるからである。

京都市場の業務規程に依れば卸賣人が委託物品を受領したるときは、直ちに委託者に對し其の受領したる時日、物品の種類及び數量並に受領した時に於ける物品の状態を通知しなければならぬこととなつてゐる。而して受託物品の販賣を爲したるときは、委託者に對し翌日迄に賣買仕切書及び賣買の仕切金を送付しなければならぬ。但し仕切金に關して特約ある場合には先づ仕切書のみを送付し、仕切金は契約に従つて送付すればよいのである。

卸賣人の仲買人又は一般買出人に對する販賣方法は、物品の供給と需要とに因つて最も公正に行はる可き雜賣を原則とした。之は中央卸賣市場に於ける公明正大主義を徹底せしめたもので、業務規程の定むる特別の事情ある場合に限り入札賣、相對賣、又は定價賣の方法に依ることが許されてゐる。特別の事情とは左の如き場合であるが袖の下、

耳通り其の他秘密の方法に依る買買取引は如何なる場合にも嚴禁せられてゐる。

- (イ) 開設者が特殊のものに付糶賣の方法に依るを不適當と認むるとき
- (ロ) 産地、品種、大小等特定の物品の買入を爲す者の需要に應ずるとき
- (ハ) 糶賣の煩に耐へない雜種少量の物品
- (ニ) 指値を爲すを普通とする鹽干魚類其他
- (ホ) 數量過多なるか又は荷着遅延の爲糶賣困難なるとき

卸賣業者は正當の事由なくして委託品販賣の引受を拒むことを得ないのは勿論、正當の事由なくして仲買人又は買入人の買入参加を拒むことも得ない。

糶賣は現物又は見本を以て行はれ、買入参加者をして下見を爲さしめたる後に開始される。即ち販賣品目に付荷印、等級、數量、其他必要な事項を呼び上げた後、糶上げの方法に依りて行ふものである。買入参加者は糶値を發聲指示することになつてゐるが、實際は指示のみに依る傾向が強い。又糶落に付ては糶人が最高價格を三回呼び上げて決定すると云ふ原則も實際には嚴守せられて居らない。蓋し此等の微細なる點は其の間に大なる弊害を醸す餘地が無い限り品目、又は場所に依つて夫々特殊の慣習をつくり出すことを認めない譯には行かぬであらう。

市場買入の決済として重要なことは現金取引である。蓋し中央卸賣市場に於て競賣に参加する者は普通の一般商人で、若し現金取引に依らなければ取引員の大多數は其の都度信用を調査しなければならぬ不便があつて圓滑なる取引を期し難いからである。従つて中央卸賣市場に於ては取引の敏活を圖る爲現金拂を原則として取引の正確を期して

ゐるが、卸賣人と仲買人は相互熟知の間柄であり、仲買人は保證金を納付するから必ずしも仲買人に對し現金取引を強制する必要はない。加之一定條件の下に信用取引を認めることは現金授受の手續と危険とを防止し、却つて市場の活動を敏活ならしむるものであるから、卸賣人は仲買人に對して契約に依り一箇月二回以上の計算期間を定め一定の期間代金の支拂を猶豫することを得る。支拂猶豫即ち掛賣の方法は仲買人以外の買入人に對しても開設者の承認を得れば許される。

仲買人及び立賣人の販賣方法に付ては各都市の實情に應じて夫々其の業務規程に定められてゐる。京都市場に於ては兩者共糶賣の方法は勿論入札賣、相對賣、定價賣の各方法に依ることを得る旨規定されてゐる。賣入代金の決済は此の場合も現金拂を原則とする共、仲買人は開設者の承認を得て買入人に對し卸賣人が仲買人に對すると同様の支拂猶豫の契約を爲すことを得る。

六 水産金融上必要なる可き卸賣人收容の程度

中央卸賣市場の取引能率を擧げる爲には、在來の營業者を入場せしむることが最も穩當であり且營業者の營業權を尊重する所以であるから、施行規則第十三條に於ても營業者の優先的權利を認めてゐる。而して現在の卸賣商にして中央卸賣市場へ入場することを希望する者の全部が收容し得られるならば別に問題はないが、希望者の多い場合には

複雑な問題を生ずる。加之現在一般に配給機關の数が甚だ多く、之が爲種々な弊害と費用の膨大とを來してゐるから中央卸賣市場の場合には其の營業者の數を相當制限して收容す可きものと考へられる。實際問題としても現在六大都市が開設し又は開設せんとしつゝある中央卸賣市場は從來の間屋全部を收容する丈の面積を缺いてゐる。此の場合の對策として大體次の如きものがある。

- (一) 收容洩の者の形成する市場を其の儘とし中央卸賣市場と併立競争せしむること
- (二) 收容洩の者に對し補償を與へ市場を閉鎖すること

後者の場合には巨額の補償金を開設者が支出せねばならないから財源に餘裕のない限り之は行ひ難い。従つて前者の場合が考慮せらるゝのであるが、設備及び組織の不完全な在來市場が完全なる中央卸賣市場に壓倒せらるゝことは當然のことで、在來の市場業者は早晩何等の補償もなく廢業の非運に陥らなければならぬから、此の點から考へれば全部を收容することが望ましいのである。

斯くの如く一面には中央卸賣市場設置の目的より觀て員數制限の必要があり、又他方に於ては在來の市場業者の全部の收容が要望せられてゐるが、之が對策としては法人收容が考慮せられてゐる。

法人收容とは在來の市場に於ける問屋業者が其の間屋營業權と金銭とを出资して株式會社を組織し中央卸賣市場に收容せんとするもので、之には更に次の如き三方法がある。

- (一) 全品目に付一法人を組織して收容する場合

- (二) 各品目に付一法人を組織して收容する場合

- (三) 全品目に付數法人を組織して收容する場合

卸賣人の收容に付て單數制、複數制の中孰れを可とするか又複數制を可とすれば幾人を適當とするかと謂ふ問題は結局市が其の業務規程に於て員數を定めることとなるのであるが、之は生産者、消費者並に既存の類似市場より新市場に收容せらるゝ問屋に及ぼす影響が甚大である爲、是非の論容易に決せられない。之は京都市場開設當時より所謂卸賣人單複收容問題として市場開設に伴ふ難問題となつてゐる。今單、複兩論の要旨を摘録すれば左記の如くである。

(A) 複數論者の主張

- (イ) 複數制は市場の組織及び設立が容易である。
- (ロ) 立法當時の精神は複數制であつた。
- (ハ) 單數制は獨占、横暴に流るゝと共に、業務は弛緩して其の經營は放漫となり販賣上の商略を缺くものである。
- (ニ) 複數制は眞に適正なる自由競争を現出し以て需給の圓滑なる調節、價格の公正を保つことが出来る。
- (ホ) 單數制は貨物の取扱が不親切で、供給過多の場合には、在荷を濫賣する嫌があり、供給過少の場合には價格吊上等の爲賣惜みをするところがある。
- (ヘ) 單數制は大量買出人が買占めを爲し販賣組織を亂す惧があるが、複數制は買占めが出来ない。
- (ト) 複數制は相互監督に依りて牽制せられ不正が行はれ難いが、單數制に於ては斯る監督は行はれない。

- (チ) 複數制に於ては經費が増加するけれども、各卸賣業者が之を負擔するから市場建設費等の如きは却つて其の償却が容易となり得る。
- (リ) 複數制にては類似業者が發生し難く、二重手數の不便を省き販賣機關の統制が容易である。
- (B) 單數論者の辯駁及び主張
 - (イ) 鮮魚は最も腐敗し易い商品であるから、之が賣借み買占め等は出來ない。又躰賣が原則であり買付と相對賣は例外であるから、卸賣人は一方的に價格決定を爲す獨占的權能を有しない。
 - (ロ) 複數制の商略は中央卸賣市場の卸賣人には排斥さる可きもので、物價調節は荷主側の出荷統制と相俟つて單數制に於ても必ず之を行ひ得る。
 - (ハ) 經營の放漫は會社内部に於ける組織の問題であり、人の問題であるから、單數制と複數制とに依り異なる所がない。
 - (ニ) 生産者に対する金融は都市間の荷引競争に依りて相當に行はれるが、斯る金融は複數制に依るよりも、寧ろ單數制に依る方が遙かに堅實である。
 - (ホ) 類似業者が中央卸賣市場外に生ずることは單複の問題に依るのではなく、寧ろ中央卸賣市場の取引制度に基因する。
 - (ヘ) 市場に對する監督は單數制の場合が比較的容易であり、社會的監視も亦單數制の場合に於て特に嚴重となる。

(ト) 單數制の場合には價格の統制が期せられるから、公定相場決定が容易であり、延いて小賣價格の公定に基準を示すと共に荷主をして市況の比較に便せしむることを得るが、複數制に於ては假令標準品を定めて價格を公示するも其の基準の發見に困難を感じる。

(チ) 中央卸賣市場の卸賣人は建設費償却の爲多額の使用料を徴收されるから單數制として經費の節減を圖らねばならぬ。

(リ) 立法當時の精神は假令複數制なりとするも、法律は立法者の意思如何に不拘それ自身の成長過程を持つてゐるから、立法當時の精神のみに依據することを得ない。

右の外多岐に亘つて各種の論争が繰返さるゝも結局單數論者は競争の弊を説き、複數論者は獨占の害を擧げ、枝葉の點に至つては屢々我田引水の議論に墮せる嫌があるが、卸賣人をして水産金融の仲介業務を爲さしめ、貸付金の圓滑なる回収を圖らんとする立場より之を觀察するときは單數制又は極く少數の複數制を最も適當とする。

七 中央卸賣市場附隨業務としての金融施設々置の必要

市場取引、殊に現物市場取引たる各種水産物市場に於て金融的施設の附隨する必要があることは夙に認めらるゝ所で、問屋金融に或は取引決済金融に又は市場營業業者の財貨運用に關し金融的施設は離す可からざるものである。

中央卸賣市場法並に一般市場法に依りて開設する魚市場に於て市場關係業者の金融の便宜を圖り、市場取引の圓滑

と市場業務の繁榮とを策し、以て該市場の堅實なる發達に貢獻すると共に、他方一般水産業者に對し仕込資金其他の資金を供給して其の金融の疏通に資することに依り、市場業者及び生産者或は荷主等に對し經濟力の増進を企圖することが必要であるが、殊に中央卸賣市場法の下に開設せらるる六大都市の魚市場に於て金融的施設を併置せしむることは、水産金融の圓滑ならざる現狀に於て最も必要なことと思はれる。

漁業者が問屋業者から所謂、仕込金或は前貸金なる名目の下に借用して居る漁業資金は正確なる數字を掲げ得ないが、東京其他の五大都市を併せて凡そ三千萬圓程度に達するのではないかと謂はれてゐる。

漁業資金としての仕込金制度には幾多の弊害が存することは之を認めざるを得ないが、從來仕込制度の通弊として認めらるる事柄は、漁業者が仕込を受けた場合に於て、漁獲物の全部は必ず其の間屋業者に送付せねばならぬ義務を負ふ爲に、販賣價格其他取引上幾多の不便不利を蒙ることが尠くないことである。中央卸賣市場制度が確立するときは取引の不正より生ずる不利益は免れ得らるるであらうが、前借金等の關係より一定市場に送荷せねばならぬものとせば、各地市價の相違を觀て高値の市場に送荷することが出来ないから、漁業者の收入減は勢ひ免れ難い處である。

之は漁業者の側から見た場合であるが、問屋業者の側から見ても或る程度の不安が伴ふものである。實際不漁の爲資金の回收が不能となるは已むを得ない處であるが、漁業者中には仕込を受けても問屋に送荷しない者がある。而して問屋業者が此の種の悖徳行爲に對して嚴重なる監督を爲さんと欲するも其の實行は甚だ困難で、結局回收不能に陥る。

るの外無く問屋業者にとつては相當苦痛な問題である。

漁業資金の融通方法としての仕込金制度には上述せる如き弊害が存するのであるが、漁業金融の一部は仕込金に依らなければならぬから、仕込金制度を無視して漁業金融の圓滑なる疏通を期待することは困難である。

此の點に鑑みるも中央卸賣市場法の下に開設せらるる可き市場をして金融の仲介業務を爲さしむることは甚だ必要なことである。

尙中央卸賣市場は一面消費者に對して完全な配給機關であり、他面生産者にとりては完全な取引機關として其の機能を發揮することを本來の任務とするものであるが、更に卸賣市場が其の生産物の販賣過程に於て占むる優越な地位を利用し（大都市は生鮮食糧品の大消費地であり、卸賣市場は其の配給の中樞機關である）、或は貸付資金回收上の便宜（販賣代金より引落其他の方法に依り回收する）、又は生産者の信用調査上の便宜（取引關係に依る生産者の信用程度を充分知悉する）等を利用し卸賣會社をして生産資金の融通又は仲介を爲さしむるときは、動もすれば資金難に悩む生産者にとり其の受くる便益は蓋し僅少ではあるまい。

斯くて市場資産の増大或は經營の堅實を期し得らるる許りでなく、更に生産者に對する經濟的助成を與へ、水産物市場取引の恒久的發展が可能となるもので、斯業の發達に資益する所亦大なるものがある。

八 既設中央卸賣市場の金融的施設と現行法との關係

中央卸賣市場に於ては、水産業者は從來の如き問屋と生産者との仕込關係を踏襲せずとも充分出荷出来る譯であるが、斯くては生産者の仕込資金調達を困難ならしめ漁業の進展を阻害することとなるから、何等かの方法を講じて之が事業資金の調達を便宜ならしむるの要がある。中央卸賣市場として既に設置せられた京都、大阪等の各市場に於ては、從來の間屋が生産者に對して行ひたる仕込關係を大體承繼して多少の資金を融通してゐる。

然し乍ら中央卸賣市場並に關係諸法規に於ては主として(一)取扱品目、開市及び休業(二)賣買取引(三)卸賣人(四)仲買人其の他の賣買参加者及び附屬營業人(五)市場設備の使用(六)雜則等が規定され、斯る場合の金融業務を行ひ得る旨が明記せられてゐない。従つて現在に於ては假拂金、立替金、假出金、荷主立替金等の名目の下に上述の如き資金融通を行つてゐる。尤も京都、横濱、高知の中央卸賣市場中一、二の卸賣會社は考課狀に貸付金なる勘定科目を設けてゐるが、斯る取扱は當を得たものとは認め難い。

斯くて中央卸賣市場内に此の種金融施設を設置せんとするならば業務規程に之を記載することが必要である。業務規程の作成變更に付ては主務大臣の認可を要すること勿論である。

九 金融施設の組織と業務内容

中央卸賣市場法の下に開設せられ又開設せらる可き六大都市の魚市場に於て金融的施設を併置せしむることは、水産金融の圓滑でない現狀に於て最も必要なことは前に述べた如くであるが、其の金融的施設として從來提唱せられたものを示せば次の如きものがある。

- (一) 水産信託株式會社案
- (二) 水産商事會社案
- (三) 水産銀行案
- (四) 水産金庫案
- (五) 卸賣會社案

1. 水産信託株式會社案

本案は信託法並に信託業法に準據して水産信託株式會社を設立し、中央卸賣市場法に依る魚市場業者の諸財産並に口錢積立金等を信託し、之に依つて市場關係者及び生産者、荷主等に對し金融の途を與へんとするものである。之に依りて水産物の益々市場に集中する手段を講じ、他方保障行爲、委任管理、賣買又は貸借の媒介、諸法律行爲の代理或は其の他の信託行爲に依り地方の水産金融を圖ると共に、一般金融機關の遊資を信託行爲に依り誘導利用し、水産關係者に對する經濟的援助を遺憾ならしむるものである。

然し乍ら信託會社は銀行の如き金融機關ではなく、信託業法に依り一定の條件に従ひ設立經營せらるゝもので、固

有の信託業務並に一定範圍の補助業務を兼營し得るものである。即ち信託又は代理に依り一定の目的に従ひ財産の管理、處分、取得、貸借等を行ひ、代理又は仲介に依り一定の事務の取扱を爲すもので、其の取扱財産が金融に關する場合に於ては一種の金融を爲すに至るも、之は信託又は代理に依りて他人の爲に之を行ふ可きものであるから、水産金融の如き常に之に依頼し得可き性質のものではない。

尤も信託會社は自己固有の營業資金即ち資本金、積立金及び借入金等の運用に依り補助的金融機關としての機能を發揮し得るも、其の營業資金を放資又は貸付に運用するに當つて、其の目的物が制限せられてゐることは信託會社の性質上當然のことであるから、豫期の如き効果は擧げ得られまい。

2、水産商會社案

本案は市場附屬の金融會社を別個に設置せんとするもので、市場業者並に生産關係者一般に對し金融的利便を與へ以て經濟的向上を策せんとするものである。其の内容は資本金五百萬圓乃至一千萬圓程度の水産商會社を設立し、水産業者、金融業者等水産業に利害關係深き者を以て株主と爲し、水産業に對する資金融通を主業務と爲す外、一般水産業を經營せんとするものである。尙東京、大阪、長崎、小樽、其の他全國樞要なる中央卸賣市場内に水産組合を組織せしめ、水産組合員に對し金融を行ふと共に、直接たると間接たるとを問はず、水産業に關聯する業務を取扱ひ、以て水産市場の發達改善をも期せんとするものである。

水産商會社は水産組合に商業的色彩を帶ばしめたる自動的機關で、水産金融機關として適當なるものと思はれる。

が、唯斯くの如き目的を有する商會社が速に所期の資本を以て設立され得るや否やが甚だ疑問である。尙銀行法第四條並に同附則第三九號の制限に依り銀行以外のものが銀行なる名稱を使用して銀行類似の業務を營むことが絶対に禁ぜられて居り、單に商法第二九七條乃至第三〇四條に依り匿名組合に依るの方法があるけれ共、其の活動範圍は甚だ狭小である。

3、水産銀行案

本案は中央卸賣市場法の下に開設せらるゝ六大都市の魚市場に水産銀行を創設併置せしめ、市場關係者及び生産者荷主等に金融の便を與へんとするもので、其の骨子を示せば大要左の如くである。

一、資本金 壹千五百萬圓

一株五拾圓 總株數參拾萬株

二、營業資金

(イ) 第一回拂込資本金總額參百七拾五萬圓、但し本資金は主として市場業者側直接の金融に振向けること

(ロ) 政府より借入れたる低利資金

(ハ) 諸預り金

三、營業所

東京に本店を置き、中央卸賣市場法に依り市場を開設せらる可き東京以外の都市に支店を設け、必要と認むる地に

三 水産金融機關としての中央卸賣市場の利用

三 水産金融機關としての中央卸賣市場の利用
出張所を置く。

二二二

四、業務の概要

- (イ) 卸賣人又は仲買人に對し當座預金貸越を爲すこと。此の場合には成る可く擔保物件を提供せしむるか又は確實なる保證人を徵すること
- (ロ) 賣渡金の取立權を提供せしめ卸賣人に對し短期の貸付を爲すこと
- (ハ) 荷受人たる卸賣人に於て引受を爲したる場合に於ける鮮魚荷爲替の取組を爲すこと
- (ニ) 卸賣人が漁業者又は生産地仲買人に對し漁業資金、又は營業資金の貸付を爲さんとする場合に於ける代理貸付を行ふこと
此の場合は漁業者又は仲買人が振出し、卸賣人が引受けたる手形の割引の形式を採ること
- (ホ) 漁業用品並に漁船用品の賣買に關する商業手形の割引を爲すこと
此の場合の手形は賣買關係者全員を手形關係者とするは勿論、其の内一人は必ず卸賣人たることを要する
- (ヘ) 三人以上の卸賣人が連帶して保證したる漁業資金又は市場取引資金は擔保を徵せずして貸付を爲すことを得ること
- (ト) 預金並に一般銀行業務を爲すこと

以上の外水産銀行は中央卸賣市場開設者又は卸賣組合と協議して特別規約を定むることを得る。

4、水産金庫案

中央卸賣市場法の下に開設せらるゝ六大都市の魚市場に水産金庫を創設併置せしめ、市場關係者及び生産者荷主等に金融の便を與へんとするもので、其の要綱を示せば左の如くである。

- 一、市場業務に關聯して水産業の改良發達を圖る爲、財團法人帝國水産金庫を設立すること
 - 一、右法人設立手續に關しては帝國水産會と市場會社と協議すること
 - 一、市場會社は生産者に對する割戻の趣旨を以て其の徵收する賣上手數料の一部(例へば賣上高の千分の五)を右財團に交付すること
 - 一、右財團に交付す可き金額は、主として漁業者並に他の關係者に低利に融通し、其の一部は帝國水産會及び系統的水産會の事業獎勵費、財團事業費に充當すること
 - 一、資金の融通は道府縣水産會及び都市水産會を通じて行ふこと
- 前記3、4の兩案は六大都市に於ける中央卸賣市場の開設と相俟つて解決す可き最も適當なもの、如くであるが、果して採算の見込あるや否やの見透しが充分でない爲、其の實現は將來に貽されてゐると見る可きである。
- #### 5、卸賣會社案
- 本案は1乃至4に掲げた諸案と異なり魚市場に於ける卸賣會社をして漁業資金の融通又は其の仲介を兼營せしめんとするものである。

三 水産金融機關としての中央卸賣市場の利用

二二三

仲介機關は銀行と漁業者との間に介在し、自己の責任に於て銀行より資金を借入れ之を漁業者に轉貸し、或は漁業者の債務の保證人となりて銀行より借入るゝものであるから、中央卸賣市場法の下に開設せられ又は開設せらる可き卸賣會社をして其の附帶業務として金融の仲介を爲さしむることは刻下の現狀に於て最も必要なことと信する。

而も中央卸賣市場法に依り開設したる卸賣會社に金融の仲介機關たる職責を附與せしむることは、單に當該市場に於ける金融の内部的補助行爲であり、表面的には公然たる商行爲を爲すものではないから、銀行法に牴觸するが如きことなく、殊に市場部と協同して圓滑なる業務の協調を圖るに於ては、不正の競争を避け公正なる市場金融が行はれるであらう。

以上五案に付て説明を加へたが大體に於て第五の卸賣會社をして金融業務を行はしむることが最も容易であり且回収上不安が少い。尤も現行法に於ては斯る金融的施設に付ては明記せられてゐないから、特に之に關する規定を設ける必要がある。

而して卸賣會社の業務内容は既述せる如く市場取引の清算並に決済事務を行ふと同時に之に關聯して次の附隨業務を行ふものである。

- イ、金錢其の他の受人
- ロ、保護預り
- ハ、公社債株式の募集事務並に其の元利配當金の取扱

ニ、債務の保證

- ホ、公社債其の他有價證券を質とする水産關係業者に對する貸付
- ヘ、確實なる手形を擔保とする貸付
- ト、船舶其の他の動産を擔保とする水産關係業者に對する貸付
- チ、不動産又は漁業財團、工場財團を抵當とする貸付
- リ、水産公共團體に對する貸付

水産業に對する金融は先づ其の事業の性質並に經營者の人格手腕を調査し更に漁業權、漁船、漁具等の擔保物件に對する適確な鑑定と抵當權の實行に關する注意とに依り、漁獲物若は製造品に付債權を確保することが肝要である。

更に水産業に對する一般投資方針を考察するに大要左の如くである。

- 1、漁業設備の改良又は完成に依りて收益確實となる可き一般水産業に對し其の設備資金の貸付
- 2、新規の漁業又は水産製造業等に對し固定資本の一部又は運轉資金の貸付
- 3、回収見込確實なる繼續事業資金の貸付
- 4、業績良好なる漁業にして長期資金の借入に依り特に有利に經營し得る見込あるものに對する低利なる資金の貸付
- 5、鮮魚運搬の如き補助的事業の發達に伴ひ有利となる可き漁業に對する資金の貸付
- 6、鮮魚販賣よりも加工販賣を爲し或は製法の改良、販路の擴張を爲すことに依り有利となる可き一般水産業者に對

する施設資金の貸付

7、漁業者申合せ共同施設を爲し又は共同經營を爲す場合に於て有利確實と認めらるゝ漁業に對し其の施設に要する資金の貸付

8、一定の地域内に於ける漁業者又は其の他の水産業者の全部若は大部分が申合せ連帶債務者となる場合に於ける資金の貸付

9、鮮魚又は製造品に對し確實な販賣權を有する問屋業者其の他の者が保證人となり又は連帶債務者となる場合の資金貸付

10、製造品の全部若は大部分の特約販賣權者が漁業者又は製造業者に前貸を爲す場合、賣行見込の確實なるものに對しては、右販賣權者に前貸金の全部又は一部の貸付

11、賣行確實なるか或は相場の変動激しからざるか又は貯藏中變質腐敗の虞れなき水産製造品に對し倉庫證券を質とする貸付

12、販賣の見込確實なるか或は特約販賣人又は買受人の保證ある場合水産製造品に對する荷爲替の引受

13、水産に關する特許品中有利なるものに對し其の製作又は販賣に要する資金の貸付

14、其の他水産業に對する一般的投資の助成

卸賣會社に於ては(チ)及び(1)乃至(4)に掲ぐるが如き長期資金の融通を爲すことの必要な場合が多いのであらう。

斯る場合には卸賣會社は營業資本或は社債等に依り漁業者の便宜を圖らねばならぬが、卸賣會社の金融業務は原則として漁業者に對する短期資金の融通を主眼とすることに存することは謂ふ迄もない。

十 結 論

中央卸賣市場法の下に開設せられ又は開設せらる可き魚市場は、其の本然の機能より見れば一の取引機關であつて水産金融機關ではない。然し乍ら水産金融の現状と魚類取引に關する水い間の慣習から之を考察するときは、中央卸賣市場を利用して水産金融の補助機關たらしめ或る程度迄漁業者の爲に其の資金調達を容易ならしむることが極めて必要なことであると思ふ。

中央卸賣市場の利用方法としては諸種の金融機關設置が攻究せられてゐるが、卸賣會社の統制下に水産金融部を設けて仕込資金其の他の貸出を行ふことが最も簡易であり且回收上の不安が少い。尤も既設の中央卸賣市場に於ても從來の間屋、荷主間の仕込關係を延長して假拂金、立替金、假出金、荷主立替金等の名目の下に多少の貸出を行つてゐるが、斯る姑息な方法にては水産金融の疏通を圖る上に充分な効果を期待することは出来ない。従つて之が目的達成には相當積極的に貸出の方策を講ずべきである。世上往々、中央卸賣市場の本來の使命に鑑み、市場法並に關係諸法規に斯る金融施設事項を挿入するは當を得たるものにあらずとなすものもあるが、本邦重要産業の發達助成と謂ふ高所に立脚し且斯業金融の疏通を講ずる適策たるに思を致せば、斯る法規の改正も些して難事ではあるまいと思はれ

三 水産金融機關としての中央卸賣市場の利用

る。

尙斯る中央卸賣市場を利用して水産金融を行ふ場合に於て、金融機關をして卸賣會社に對し簡易に資金を融通せしむる方法を講ずるに於ては、中央卸賣市場を通じて水産業者に對し資金融通の新途が拓かれ、卸賣市場の活動は勿論斯業の發展も期して俟つ可きものがあると思ふのである。

十 論

（Faint, mostly illegible text in the right column, likely bleed-through from the reverse side of the page.)

商工省商務局調

Table with multiple columns and rows, containing faint text and numbers, possibly a ledger or data table. The text is mostly illegible due to fading.

一、自昭和七年度 大阪・京都・横濱・
至昭和十年度

| 市場名 | 年度 | 鮮魚部 | | 鹽干魚部 | | 青 |
|------|-------|------------|-----------|-----------|-----------|--------|
| | | 重量 | 金額 | 重量 | 金額 | |
| 大阪市場 | 昭和七年度 | 四七、三〇〇、〇〇〇 | 二、八〇六、一九三 | 一、五五、六〇〇 | 二、三二四、六三〇 | 九、三〇〇 |
| | 同八年度 | 七、九六六、八〇〇 | 一、五六三、四〇〇 | 二、九七六、六〇〇 | 八、三〇六、九〇〇 | 八、八〇〇 |
| | 同九年度 | 二二、三三三、七〇〇 | 三、六四一、六八六 | 五、一九三、〇三〇 | 一、四三三、五三七 | 一〇、〇〇〇 |
| | 同十年度 | 二二、四一六、六〇〇 | 二、八三〇、三九二 | 五、三六九、一〇〇 | 一、五〇四、八二九 | 一〇、〇〇〇 |
| 京都市場 | 昭和七年度 | 四六、三六六、〇〇〇 | 七、五七七、四八九 | 一、七二六、〇〇〇 | 三、九六三、九三〇 | 六、七九〇 |
| | 同八年度 | 二五、二八一、三九三 | 八、二四〇、〇三八 | 一、二五〇、三三四 | 四、四九一、二七七 | 五、九六〇 |
| | 同九年度 | 三三、七九九、三九七 | 七、八九八、四五六 | 一、三五六、四九八 | 四、七六六、六七五 | 六、五〇〇 |
| | 同十年度 | 二六、三三〇、一七六 | 八、四九三、〇七六 | 一、三三〇、三二八 | 五、〇七八、四三三 | 六、五〇〇 |
| 横濱市場 | 昭和七年度 | 二五、〇七三、七一一 | 四、三三〇、九〇三 | — | — | — |
| | 同八年度 | 二〇、一一二、四八五 | 四、八〇一、三三四 | — | — | — |
| | 同九年度 | 二二、一七五、一八八 | 五、〇八七、八三五 | — | — | — |
| | 同十年度 | 二〇、一七〇、三八八 | 五、一〇六、九二六 | — | — | — |
| 神戸市場 | 昭和七年度 | 不明 | 四、三三〇、〇七 | 不明 | 一、五三三、五九七 | 不明 |
| | 同八年度 | 不明 | 三、八二二、八三三 | 不明 | 一、五三三、五九七 | 不明 |
| | 同九年度 | 不明 | 八、〇七四、四六二 | 不明 | 三、四三三、四六六 | 不明 |
| | 同十年度 | 二五、〇七三、三三九 | 八、四四三、五五七 | 二、二〇四、八九五 | 三、七九八、七三八 | 九、三〇〇 |
| 高知市場 | 昭和七年度 | 三、八八六、三六五 | 一、二七九、九二五 | — | — | — |
| | 同八年度 | 五、五四九、七三四 | 一、三三四、三四四 | 一、九〇一、六四六 | 五、三九九、七 | 四、四〇〇 |
| | 同九年度 | 五、四一八、八六〇 | 一、三七六、四四四 | 九三三、五三三 | 二、六三三、一 | 四、四〇〇 |
| | 同十年度 | 五、五七五、一九三 | 一、三六二、三三三 | 一、〇七〇、四三三 | 六、七二〇、七 | 四、三〇〇 |

二、東京魚市場に於ける魚荷總數量並推定價額表

| 年 | 年度 | 數量 | 量 |
|------|-------|----|-----------|
| 東京市場 | 昭和七年度 | — | 二、三三七、五一八 |
| | 同八年度 | — | 二、六六七、五五六 |
| | 同九年度 | — | 二、六八八、八八〇 |
| | 同十年度 | — | 二、四六六、五一六 |

338
1037

